

報告第 34 号

小城市育英資金・小城市小柳育英資金貸付学生募集要項及び小城市給付型育英資金奨学生募集要項について

のことについて、別紙のとおり報告する。

令和 7 年 12 月 25 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

報告理由

令和 8 年度小城市育英資金・小城市小柳育英資金貸付学生募集要項及び小城市給付型育英資金奨学生募集要項を定めたため報告する。

令和8年度

小城市育英資金・小城市小柳育英資金 貸付学生募集要項

【育英資金貸付の目的】

向学心に富み、かつ、有能な資質を有する学生生徒で、経済的な理由により修学困難なものに対して、学資金の貸付けを行い、将来有為な人材を養成することを目的とします。

【育英学生の資格要件】

次の要件を満たす、国公私立大学（短大と大学院含む）、高等専門学校、高等学校（定時制を含む）または専修学校（修学年限が2年以上の専門課程に限る）への進学予定者、または在学生。

（1）小城市に保護者等の住所があること。

- ・小城市育英資金は、小城市内に住所があること。
- ・小城市小柳育英資金は、小城町内に住所があること。

※小城町内に住所がある方は、願書に小城市育英資金と小城市小柳育英資金のどちらを希望するのかを記入してください。

（2）勉学に意欲があること。

（3）学資の支弁が困難であること。

（4）心身が健全で学力が優れていること。

※（2）、（3）、（4）は、小城市育英資金、小城市小柳育英資金共通の要件です。

【募集人数】

- ・小城市育英資金 8人以内
- ・小城市小柳育英資金 2人以内

【他の奨学金等の併用】

小城市的育英資金と他の奨学金等とを合わせて活用される場合は、申請することで影響がないか、必ず他の奨学金等の募集要項等を確認し、返済を考慮した計画的な申請を行ってください。

【貸付金額（在学1年あたりの金額）】

| | |
|--------|----------|
| 大学等 | 240,000円 |
| 高等専門学校 | 180,000円 |
| 高等学校 | 120,000円 |
| 専修学校 | 240,000円 |

【貸付期間】

在学する各学校の正規の修学期間の範囲内。ただし、専修学校は、修学年限が2年以上の専門課程に限ります。

【出願期間・出願手続】

令和8年3月2日（月）～令和8年3月27日（金） ※期間を過ぎての書類受付は一切できません。

上記の土・日・祝日を除く9時～17時に、教育総務課まで次の書類を提出してください。

※申請様式は、小城市内の各中学校、高等学校、各出張所市民課窓口、教育総務課等に準備しています。

また、小城市的ホームページからもダウンロードできます。

※提出書類に不備がある場合は、受付できませんのでご注意ください。

※提出書類について連絡する場合がありますので、日中連絡がとれる電話番号を記入してください。

（1）育英学生願書（様式第1号） 学生本人及び親権者が記入してください。

（2）育英学生推薦調書（様式第2号） 願書提出時に学生が在学する学校の学校長（または出身学校長）に記入してもらい、厳封で提出してください。（開封不可）

（3）成績証明書（各学校の様式） 在学途中から申請の方は履修年が記載されているものを厳封で提出してください。

（4）所得証明書（市役所窓口発行：育英学生と生計を同一にする家族全員の所得証明書） 令和6年分の所得証明書です。窓口で取得の際は、最新版とお伝えください。

【育英学生候補者選考および決定】

4月中旬に行う育英学生候補者選考委員会において、育英資金貸付の候補者となる学生を決定し通知します。その後5月下旬までに次の書類を提出していただき、最終的に決定します。

下記の提出書類様式は、通知時に案内しあ渡します。

※成績や経済状況により対象とならない場合もあります。

※書類提出の際、育英学生本人に対して面接か電話で、本人が育英資金の貸付けを受け償還することの意思確認もあわせて行います。

※小城市立幼稚園及び小中学校の給食費等の滞納状況も考慮に入れて選考します。

(1) 進学・在学届（様式第3号）・・・学生本人が記入し、学校から在学の証明を受けてください。
(在学証明書で代替可)

(2) 誓約書（様式第4号）・・・学生本人、親権者、連帯保証人がそれぞれ記入してください。
親権者及び連帯保証人は実印を押印し、それぞれ印鑑証明書を添付してください。

※連帯保証人は、親権者以外の方で、育英資金の貸付けに伴う債務を保証していただく方です。

(3) 振込先通帳コピー（学生本人名義）

【育英資金の貸付方法】

育英資金の貸付け（共通）は、年額分を6月、9月、12月の3回に分けて、育英学生本人の口座に振り込みます。

【貸付中の手続き】

毎年、次の書類を期限までに提出していただきます。提出されないと、貸付停止になる場合があります。

(1) 現学年分の在学証明書 ・・・毎年度4月末まで

(2) 前学年分の成績証明書 ・・・毎年度5月末まで

(3) 転学、退学、休学、学生本人・親権者・連帯保証人の氏名・住所などの変更（様式第5～11号）
・・・変更があったらすぐに提出してください。

※貸付期間中に保護者等が小城市から転出した場合は、貸付終了となりますので、ご注意ください。

【育英資金の返還】

貸付金は無利子（共通）です。

貸付けが終了した時点で、学生本人と連帯保証人連署のうえ、返還手続をしていただきます。

償還期間は卒業の1年後から最長10年間です。

※返還金は次の学生への育英資金として活用していますので、期間内の返還が必要です。

【育英資金の返還が滞る場合】

正当な理由がなく、償還金の返還が滞る場合は、本人・親権者へ連絡をし、必ず償還していただきます。

もし、それでも償還されない場合は連帯保証人へも返還請求がされることになります。本人の社会的信用が傷付き、多くの方に金銭的負担を強いることになり、多大な迷惑が及ぶことになります。

育英資金は助け合い・支え合いの事業です。

育英資金の貸付け、返還を通して立派な社会人となられ、人から支えられる側から人を支える側へ大きく成長されることを強く望みます。

【問合せ・提出先】

〒845-8511 小城市三日月町長神田2312番地2

小城市教育委員会 教育総務課

（小城市役所 東館2階）

電話 0952-37-6130

令和8年度

小城市給付型育英資金 奨学生募集要項

【育英資金給付の目的】

意欲と能力を有し進学の目的及び進学後的人生設計が明確である学生が経済的な理由により進学を断念することが無いよう、小城市給付型育英資金基金（以下「基金」という。）の範囲内で学資金を給付することにより、良識ある社会人として活動し、もって社会に貢献する人材を養成することを目的とします。

【奨学生の資格要件】

- (1) 市内に住民票を持つ者の子弟であること。
- (2) 学業人物とも優秀と認められること。
- (3) 学資の支弁が困難であること。
- (4) 小城市立中学校の卒業者であること。

の4つの要件をすべて満たす高等学校（定時制を含む）または高等専門学校に入学する者のうち学校長の推薦を受け、小城市育英学生候補者選考委員会で決定したもの

【他の奨学金等の併用】

他の給付型奨学金との併用はできません。他の貸付型奨学金との併用は可能ですが、併用して利用される場合は、申請することで影響がないか他の奨学金の募集要項を必ずご確認ください。

【給付金額（在学1年あたりの金額）】

240,000円

※育英資金の給付は、年額分を6月、9月、12月の3回に分けて、学生本人の口座に振り込みます。

【給付期間】

3年間

【出願手続】

次の書類を各中学校の締切り日までに担当の先生まで提出してください。

- (1) **奨学生願書**（様式第1号）・・・申請者本人及び親権者が記入してください。

- (2) **奨学生推薦調書**（様式第2号）

・・・願書提出時に学生が在学する学校の学校長（または出身学校長）に記入してもらい、
厳封で提出してください。（開封不可）

- (3) **成績証明書**・・・最終学年の成績証明書を提出してください。

- (4) **申請者の作文**（400字詰め原稿用紙1枚程度）

・・・題名は「将来の夢」「進学後の目標」などで今後の展望を記載してください。
学校名、氏名を記載し、手書きとします。

【奨学生候補者選考および決定】

4月中旬に行う育英学生候補者選考委員会において、出願書類をもとに育英資金給付の候補者となる学生を決定し通知します。その後5月下旬までに次の書類を提出していただき最終的に決定します。

提出書類様式は、通知時に案内しお渡しします。

※成績や経済状況により対象とならない場合もあります。

(1) 進学・在学届（様式第3号）・・・学生本人が記入し、学校から在学の証明を受けてください。
(在学証明書で代替可)

(2) 誓約書（様式第4号）・・・学生本人、親権者がそれぞれ記入してください。
親権者は実印を押印し、印鑑証明書を添付してください。

(3) 振込先通帳コピー（学生本人名義）

【給付中の手続】

毎年、次の書類を期限までに提出していただきます。提出されないと、給付停止になる場合があります。

(1) 現学年分の在学証明書 ・・・毎年度4月末まで
(2) 前学年分の成績証明書 ・・・毎年度5月末まで
(3) 転学、退学、休学や、学生本人・親権者の氏名・住所などの変更（様式第5号～11号）
・・・変更があったらすぐに提出してください。

※給付期間中に保護者が小城市から転出した場合は、給付終了となりますので、ご注意ください。

【その他】

給付型育英資金広報のため、奨学生本人のコメント等ご協力をお願いします。

【問合せ・提出先】

〒845-8511 小城市三日月町長神田 2312 番地 2
小城市教育委員会 教育総務課
(小城市役所 東館2階)
電話 0952-37-6130